

平成 2 7 年度

定 期 監 査 結 果 報 告 書

湯前町監査委員

平成27年度定期監査結果報告書

1. 定期監査の概要

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務のうち「財産管理事務」の執行について、事務処理に例規等の違反の点はないか、不備不当な点はないか、並びに同条第7項に規定する財政的援助団体について補助目的に沿った使途に充てられているか等を主眼とし同条第4項に基づく定期監査を実施しました。

2. 定期監査の実施期日及び対象とした課等

実施期日	曜日	対 象 課 等
平成28年 1月14日	木	議会、会計室、総務課 税務町民課
1月15日	金	保健福祉課 建設水道課
1月18日	月	農業委員会 産業振興課
1月19日	火	教育委員会（出先機関を含む） 総括

3. 監査会場

湯前町役場第2会議室及び小学校・中学校

4. 監査事項（内容）

主な監査事項は、次のとおりです。

- (1) 公有財産の取得・処分、管理、貸し付けについて
- (2) 物品、備品等の管理状況について
- (3) 預託金、基金の管理運用について
- (4) 主な財政的援助団体への補助金の使途、出資金の運用について
- (5) 契約の執行状況について

5. 監査の結果

上記の日程により各課、各事業所に帳簿・書類及び補助団体の関係書類の提出又は提示を求めるとともに、現地（出先機関を含む各事務所）において現物の確認を行いました。指摘事項等は、以下のとおりです。

指摘事項等

1. 財産管理事務について

(1) 土地開発基金から土地の買い戻しがあり、公有財産台帳（土地）の整備が行われています。財産増減表（土地）によると、土地開発基金から買い戻した 18,546.68 m²の内、13,527.77 m²は既に公有財産台帳（土地）で管理されている旨の説明がありましたが、このことは長年に渡り土地の財産管理を二重に行っていたこととなります。併せて、土地の買い戻しには、一般会計からの支出が伴っており、誤解を招きかねません。
今後、土地を取得した際の処理方針等を統一し、適正な管理を行ってください。

(2) 物品管理の監査は、契約一覧表（物品の取得又は処分）・物品出納台帳・物品出納通知書（会計室保存）の3つの書類を基に管理の整合性を監査しますので次の2点について引き続き協力をお願いします。

①物品の取得は、契約書の有無に関係なく、契約一覧表に記載して下さい。

②処分をした物品についても、物品出納台帳で整理保存を行ってください。

2. 町営住宅の管理について

町営住宅の修繕費負担のあり方については、「町営住宅修繕負担区分表」を基準に「町営住宅修繕申出書」により、負担者の区分け作業が行われています。引き続き適正な修繕費負担者の区分け作業を行ってください。

併せて、一定額以上の高所得者が入居できる町営住宅の整備も行われています。今後平成31年度にかけて展開される、湯前町総合戦略の「住」の充実を図ってください。

3. 預託金の運用について

預託金貸付要綱に基づき、球磨地域農業協同組合に2,000万円、熊本県信用組合に1,500万円の預託金貸付があります。

平成27年12月31日現在の利用者及び貸付金残高は、農協預託金は2件の1,140千円、信組預託金は3件の3,062千円と減少傾向にあります。

引き続き制度の周知を行い、利用の活性化をお願いします。

4. その他

(1) 湯前小・中学校の理科の授業で使用する実験用薬品の保管状況について、現地を訪れ確認しましたが、適正に管理されており、問題はありませんでした。

(2) 歳入歳出予算説明別執行一覧は、定期監査の提出書類ではありませんので、今後は提出不要です。

以上報告します。